
マージン率等の情報提供

《令和 6 年 4 月 1 日～令和 7 年 3 月 3 1 日》

①	派遣労働者の数	15 人（1 日平均）
②	派遣先事業所の数	2（年度の実数）
③	労働者派遣料金の平均額	22,491 円（1 日 8 時間当たりに換算）
④	派遣労働者の賃金の平均額	15,697 円（1 日 8 時間当たりに換算）
⑤	マージン率	30.2%（ $(③-④) \div ③$ ）小数点 1 位未満四捨五入）
⑥	労使協定を締結しているか否かの別等	・労使協定を締結している ・労使協定の対象となる労働者の範囲 ゴミ処理施設内の業務及び浄水場内の業務に従事する派遣労働者 ・労使協定の有効期間の終期 令和 8 年 3 月 31 日
⑦	教育訓練等に関する事項	実施教育訓練 ・技能講習 ・職長・安全衛生責任者教育 ・社員力アップ講習
⑧	キャリアコンサルティングの実施に関する事項	・相談窓口 本社事務所 ・連絡先 Tel：0225-96-6420 e-mail：iks@e-iks.jp
⑨	その他	マージン率には以下が含まれてます。 ・法定福利費（健康保険料、厚生年金保険、雇用保険料、労災保険料） ・福利厚生費（健康診断料、懇親会費等） ・教育研修費（資格取得費用、講習会費用等） ・営業利益